

ゆうらぎ訪問介護ステーション

利用料金表

○

○ 身体介護のみで援助を行う場合

区分	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
		利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)	利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)	利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)	利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)
身体介護	昼間	1,660円	166円	2,490円	249円	3,950円	395円	5,770円	577円
	早朝・夜間	2,070円	207円	3,110円	311円	4,190円	494円	7,190円	719円
	深夜	2,490円	249円	3,730円	373円	5,920円	592円	8,630円	863円

○ 生活援助のみで援助を行った場合

区分	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分以上 45分未満		45分以上	
		利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)	利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)
生活援助	昼間	1,820円	182円	2,240円	224円
	早朝・夜間	2,270円	227円	2,800円	280円
	深夜	2,730円	273円	3,360円	336円

<加算>

加算	利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)	算定基準
初回加算	2,000円/月	200円/月	新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合及び他のヘルパーと同行訪問した場合。
緊急時訪問加算	1,000円/回	100円/回	利用者や家族等からの要請があり、ケアマネジャーが必要と認めた時に居宅サービス計画にないサービスの要請を受けてから24時間以内に行った場合。

生活機能向上 連携加算	1,000 円/月	100 円/月	サービス提供責任者とリハビリ専門職が同時に利用者宅を訪問し両者の共同による訪問介護計画を作成した場合。訪問介護が行われた日から3カ月間算定。
介護職員処遇 改善加算Ⅰ	総単位数に13.7%を乗じた単位数		介護職員の更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象として算定。
介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ	総単位数に6.3%を乗じた単位数		経験・技能のある職員に重点化した介護職員の更なる処遇改善を図ることを対象として算定。

加算	利用料
特定事業所加算(Ⅰ)	所定金額に20%を加算
特定事業所加算(Ⅱ)	所定金額に10%を加算
特定事業所加算(Ⅲ)	所定金額に10%を加算

※特定事業所加算はいずれか一つのみを算定することができる。